

輪之内町教育委員会第4回定例会会議録

日 時 令和5年7月13日（木） 午後5時00分 開議

場 所 輪之内町立図書館 2階会議室

議 事 日 程

1 開会（開議）宣言

日程第1 会議録の承認について

①令和5年4月輪之内町教育委員会定例会会議録

②令和5年4月輪之内町教育委員会定例会会議録

日程第2 会期について

日程第3 会議録署名委員の指名について

日程第4 報告事項

○教育長報告

○教育委員報告

日程第5 議第13号 令和6年度使用小学校用教科用図書西濃地区採択について

日程第6 議第14号 令和6年度使用中学校用教科用図書西濃地区採択について

日程第7 議第15号 輪之内町立小学校及び中学校の就学区域を定める規則の一部改正について

日程第8 議第16号 輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例施行規則の一部改正について

日程第9 議第17号 輪之内町留守家庭児童教室の負担金に関する規則の一部改正について

日程第10 議第18号 輪之内町留守家庭児童教室支援員設置規則の廃止について

日程第11 その他

○その他

1 閉会宣言

会議に付した事項 議事日程に同じ

出席者

教 育 長 長 屋 英 人

(教育委員)

教育長職務代理者 田 中 俊 弘

委 員 市 橋 修

委 員 市 橋 肇

委 員 金 森 京 子

(出席職員職氏名)

教 育 課 長	野 村 みどり
主 幹	浜 田 一 郎
主任指導主事	近 藤 法 和

開 会 (午後 5 時05分)

1 開会宣言

【長屋教育長】 それでは、ただいまから輪之内町教育委員会第 4 回定例会を開催いたします。

日程第 1 会議録の承認について

【長屋教育長】 日程第 1 会議録の承認について。

今回、薄く網かけをした部分などを非公開としたいと思います。また、それ以外で何かございましたら、御意見等をお願いします。

なお、非公開部分などの検討ということでもありますので、この日程については非公開といたします。

それでは、①令和 5 年 4 月定例会会議録についてであります。事務局、お願いします。

〔説明内容非公開〕

【長屋教育長】 それでは、令和 5 年 4 月輪之内町教育委員会定例会会議録については、承認といたします。

ただいま承認いただきました令和 5 年 4 月輪之内町教育委員会定例会会議録の内容を基に概要版が作っておりますが、これについて何かございますか。

(「ありません」の声あり)

【長屋教育長】 それでは、この概要版により公開させていただきます。

もう一つのやつは一緒にやるんですか。

【野村教育課長】 一緒にやります。すみません。

【長屋教育長】 じゃあよろしくをお願いします。

〔説明内容非公開〕

【長屋教育長】 それでは、概要版のほうをよろしくをお願いします。

【野村教育課長】 4 月、2 回、会議をしておりますので、3 日と 27 日の分の会議録の概要版でございます。

【長屋教育長】 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【長屋教育長】 それでは、この概要版により公開させていただきます。

日程第 2 会期について

【長屋教育長】 日程第 2 会期についてであります。本日 1 日限りといたしますが、御異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【長屋教育長】 会期は本日1日限りといたします。

日程第3 会議録署名委員の指名について

【長屋教育長】 日程第3 会議録署名委員の指名についてであります。輪之内町教育委員会会議規則第21条の規定により、市橋 修委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程第4 報告事項

【長屋教育長】 日程第4 報告事項について。

○教育長報告

【長屋教育長】 それでは、私のほうから報告をいたします。

西濃教育事務所長資料というのを御覧ください。

まず、1ページです。

[資料により説明]

[討論内容省略]

【長屋教育長】 じゃあ次に、教育課長、お願いします。

【野村教育課長】 ございません。

【長屋教育長】 次に、教育課主幹、お願いします。

【浜田主幹】 以前、こちらの評価、検討していただきましたが、令和4年度評価「輪之内町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況報告書」について外部評価をいただきましたので、教育委員会の活動状況、学校教育、社会教育の3点について簡単に説明させていただきます。

[資料により説明]

[討論内容省略]

【長屋教育長】 それでは、次に近藤主任指導主事、お願いします。

ここからはプライバシーに関わる内容が含まれますので、非公開といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【長屋教育長】 異議がありませんので、非公開とします。

[説明内容非公開]

【長屋教育長】 これよりは公開といたします。

○教育委員報告

【長屋教育長】 次に、委員さんからの報告事項について何かございますか。

(「ありません」の声あり)

日程第5 議第13号 令和6年度使用小学校用教科用図書西濃地区採択について

日程第6 議第14号 令和6年度使用中学校用教科用図書西濃地区採択について

【長屋教育長】 それでは、日程第5 議第13号 令和6年度使用小学校用教科用図書西濃地区採択について及び日程第6 議第14号 令和6年度使用中学校用教科用図書西濃地区採択につきましては関連がありますので、一括議題といたします。

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

議案のほうを御覧ください。

1 ページです。

議第13号 令和6年度使用小学校用教科用図書西濃地区採択について。

令和6年度使用小学校用教科用図書については、令和5年度岐阜県教科用図書西濃地区採択協議会で決定された別紙採択案のとおり教科用図書を採択するものとする。令和5年7月13日提出、輪之内町教育委員会、教育長です。

それでは、次のページ、2 ページは議決書ということで、採択が議決されたら、これは西濃地区の協議会のほうに送るというものになっております。

3 ページのほうですが、今年度の西濃地区の採択原案一覧表になっております。先ほど御覧いただきました教科書、こちらの手前側のほうですね。そちらのものになっております。

小学校につきましては、今年度、採択替えということで新しい教科書を採択するというふうになっております。もちろん教科書会社、発行者は変わらないものもありますが、そういうふうになっております。

それから、次のページ、4 ページのところは、議第14号 令和6年度使用中学校用教科用図書西濃地区採択について。

令和6年度使用中学校用教科用図書については、令和5年度岐阜県教科用図書西濃地区採択協議会で決定された別紙採択案のとおり教科用図書を採択するものとする。令和5年7月13日提出、輪之内町教育委員会、教育長です。

5 ページが中学校の西濃地区採択原案になっております。中学校のほうについては、今年度、採択替えはありませんので、基本的に昨年度と同じものを使用するというふうになっております。けれども採択は毎年行わなければいけませんので、本日諮らせていただいております。

ということで、小学校、中学校を併せて御意見をいただけるとありがたいと思います。よろしく申し上げます。

【田中教育長職務代理者】 素人が見ると、きれいな教科書で、しゃきとした絵のやつがよしとなる、素人がやれば。そうするとどうなるかいうと、子供にとっては、児童・生徒、特に小学校の低学年にとって、ランドセルが重たなるわけやね。そうすると、デジタル教科書でと言うけど、今、デジタル教科書になってないよね。デジタル教科書と両方やっているの、結局、子供は教科書とタブレットと両方持って通うんやよね。いずれそうなる、いずれというのは大分先になると思うんやね、Wi-Fi環境ができるとか。結局、子供に負担がかかるだけで、誰も文句を言わないよね。

【長屋教育長】 重くなる原因は、昔は例えば上巻・下巻と分かれていたものが今は合本になっていたりします。それは何でかという、1年を通して、過去に何をやったかというところ

を振り返りたいときに、上下に分かれていると過去が振り返れないというようなことがあって一緒にやっている、そういう教科書会社や学年もあるということと、それから教科書とタブレット、確かに2つ非常に重いですね。国としては令和6年度からデジタル教科書を本格導入ということになってはいますが、もちろん全教科導入は無理なんで、少しずつ多分増えていくとは思いますが。しばらくの間はデジタルとアナログと両方を併用していく状態が続くと思いますので、先ほど浜田も言いましたけど、意図的に持ち帰らずに置いておくとか、そういう指導も併せて必要になってくるというふうに思います。

教科書会社の方針としては、どの会社もそうなんですけど、基本的には教科書を見て1人勉強ができる、自習ができるというような方針でつくられているので、非常に昔と比べると丁寧だし、QRコードもたくさんついていて、家庭学習をしたときに、これをちょっと調べたいなと思ったらQRコードを当てれば関連情報が見られると。自習できるような、そういう仕組みが非常に充実してきているという特徴があります。

【田中教育長職務代理者】 確かにこれを見ていると、自分で興味を持って読み物として読みたくなるわね。それは非常にいいんですけど、結論は重たくなるんですよ。

それから、もう一つ原理的な話ですけど、教科書無償化のとき、前回の西松先生云々のときにあったのが、西濃地方で一括採用すると、無償化のときに、一括採用する必要があるんかと。輪之内町は輪之内町でやってもいいやないかという話になるんですね。そのときに議論しなさい言うと、割れてきたときどうすると。強烈な問題点がここで指摘されたとする、それを輪之内だけ強烈な意見で、だけど無視できない意見が出てきたときに、結論は変わるんかという、変わってもいいかというところが、お上はどう考えてみえるんかなあと。一緒にやってほしいんだよというふうに僕らは見えるんやね、文科省としては、文科省だわね。県としては通達してくるだけやもんで、文科省でそうなんだろうけど、意見を言っているの。

【長屋教育長】 もちろん言っているの。

【田中教育長職務代理者】 輪之内は道徳はこれにしたいんですよというのはあってもいいわね。

【長屋教育長】 例えば社会科なんかで、地域教材のテーマがありますよね。例えば自分に関係したところの教材が、この教科書会社はたくさん載っていると。

【田中教育長職務代理者】 輪中についてよくやっているの。

【長屋教育長】 載っているの、こっちの教科書会社のほうがいいんじゃないかというような意見が出る可能性は十分あります。

【田中教育長職務代理者】 それは大いに出ていいわね。ここでも出るべき意見やね。

【長屋教育長】 十分あるんだけど、西濃のほうとしては、例えば輪中なら輪中についてはこうなんだけど、ほかの県内のこの地区のこういうもの、この地区のこういうもの、トータルに考えてバランスのいいものがないんじゃないかと。

【田中教育長職務代理者】 というのは先生たちの意見ということですね。

【長屋教育長】 そういう意見もあると思うんです。だから、そういうのはもちろん出していただいて、例えば輪之内町教育委員会としては、こっちのほうがいいですよというふうなことはもちろん言ってもいい。

【田中教育長職務代理者】 だから、専門の先生たちが集まる会議へもう一回戻すのね。

【田中教育長職務代理者】 それの一番最初の輪之内の意見を言いなさいというのが、今日の。

【長屋教育長】 最初のというか、考えられたものなのでどうですかという話です。

【市橋（肇）委員】 ちょっと話題を変えてもいいですか。

【長屋教育長】 はい。

【市橋（肇）委員】 教科書選定に当たって、選定の着眼点、調査の方法等、それからそれぞれのレベルで学習指導要領、それから西濃地区で重点とする項目等を、きちんとした方針に基づいて検討会のメンバーさんに御指示があり、その検討会のメンバーさんからの選定理由の、そういった事柄を踏まえた上で選定されたことをきちっと報告されているので、選定された教科書については問題ないというふうに私は思います。

【長屋教育長】 ありがとうございます。

ほかいかがですか。

【田中教育長職務代理者】 言われたことに屋上屋を重ねると、さっき配っていただいた教科書の調査研究資料というので、これを何を重点を持ってきて西濃地方を教育するか、あるいは輪之内町はどう教育に反映するかというところが大事なんで、このところを実は議論しないと、最初に。

【長屋教育長】 この観点につきましては、1番については学習指導要領から拾っておった内容の観点、2番については県の教育振興計画から取った内容だということで、一般的というか、そういう……。

【田中教育長職務代理者】 よく分かります。

【長屋教育長】 内容の観点にはなっているとは思いますが。

【田中教育長職務代理者】 僕が担当やったらやっぱりそうやってつくるので、そうなると思います。

【長屋教育長】 そういう基から取ってきたものであるということですね。要するに学習指導要領に教科書の内容が合っているかとか、あるいは西濃地区の実態に合っているのかという辺りで観点が取り出されていると思います。

ほか、感想みたいなことでも結構ですので、見ていただいた御意見をいただけると。

【市橋（肇）委員】 この下のほうのところしか分からないですけど、教科書の厚み、重みというところですか。特に重みというものについては、非常に見やすくてきれいな教科書だなあと、自分たちの経験に比べて。いいことだけど、あまりにきれい過ぎて、写真印刷が多いせいか重いなあという感覚がちょっと、大きさの割に重いなあという感覚があります。

【田中教育長職務代理者】 しかし、ここにこうやって書いてあるので、専門委員会で重さもやっておられるんだらうで、うちら屋上屋、感想として、うちら素人が見ると、こういうのしか出てこないよね。

【市橋（肇）委員】 ということになると思うんですよ、分かりやすく。あとは読みやすさとか印象はすごく鮮明で分かりやすいという感覚はありますね。字の大きさとか、そういうものもよく工夫されていて。

【田中教育長職務代理者】 ここに選考項目が書いてあるので、それは教科書会社もばんばんやっておるわけやね。

【市橋（肇）委員】　そういうことなんですよ。

【長屋教育長】　それでも教科書会社ごとに多少はやっぱり……。

【市橋（肇）委員】　違うでしょう。

【長屋教育長】　違いがあるので。

【田中教育長職務代理者】　でも、この第1選考にしてきたのは、こういう重みとか、そういうのを総合的に判断して、これにしましょうということになっておるわけやね、恐らく。

【金森委員】　これは候補なのでしょう。これは候補のだけだから、ほかのとどう違うのかなあと思っちゃった。この会社は……。

【田中教育長職務代理者】　これは、このやつの今回採用しようとしているやつのコメントやね。

【金森委員】　ほかのは違うのかな、どこが違うのかなあと思って。

【市橋（肇）委員】　あと細かい話になりますけど、ああいう活字体とか、明朝体とか何とかかって、ああいうのをルールが何か文科省から各教科書会社へ言われているんですか。

【長屋教育長】　最近よく言われているのは、視覚に障害がある子供たちが、例えばいわゆる昔の明朝体は横字が細いですよね、横線が。それは見にくいかなということで、最近はユニバーサルデザインフォントというUDフォントと言うんですけど。

【田中教育長職務代理者】　UDフォント、ここに書いてあるわ。

【長屋教育長】　UDフォントを使うようにしているようなことをしています。

【田中教育長職務代理者】　パソコンでやっておると教科書体というのが出てきますね。

【長屋教育長】　ありますね、教科書体。

【田中教育長職務代理者】　あれではない、また違うやつが使われておるね。

【長屋教育長】　でも、教科書体に近い、ユニバーサルデザインは。

【田中教育長職務代理者】　そうだろうね。違う、教科書体と。教科書体はもっと太い細いがあるけど、これはどっちかいったら同じ太さで書いてあるね、この教科書。

【長屋教育長】　視覚に障害がある子でも見やすいような、そういうような配慮になって、先ほど言われたような行間とか、そういう余白の取り方なんかも、ごちゃごちゃしていると把握できない子供たちもいるので、誰もが見やすい、そういう配置の工夫とかされている。

【田中教育長職務代理者】　よく分かる。教科書体というやつでワープロをやると、この字ではない。

【市橋（肇）委員】　彩りもいいですね。あと先生、色覚異常に対する配慮はどの程度されているのか。

【長屋教育長】　それは考慮してあると思いますけど。日本人に一番多いのは赤緑……。

【市橋（肇）委員】　赤緑色覚異常。

【長屋教育長】　ですよ。

【市橋（肇）委員】　私たち製菓業にいたときに、GMPでどんな指図書をつくるかとか、どんな作業手順書をつくるかといったときに、色覚異常の方への配慮というのはありますか。写真印刷できれいな彩りはいいんだけど、もっと記号とか、そういったもので、色覚異常の人でもぱちっと分かりやすいように、黒、四角だとか、白抜きだとか、丸だとか、三角だとか、

そういったものを作業手順書には入れたほうがいいんじゃないかというような言い方をされたんですけど、この教科書とは別だとは思んですけど、どの程度そういう障害がある人への配慮をなされるのかというのはちょっと僕は分からなかったもので、念のために聞いておきます。今の審議に対してはどうでもいいんですけど。

【長屋教育長】 もっとも、そういうことに配慮した色使いとかがされているし、実際学校なんかだと黒板に書くチョーク、今は発色が違うやつがあるね。

【浜田主幹】 蛍光のやつですか。

【長屋教育長】 色覚異常の子に対してのというか……。

【市橋（肇）委員】 分かりやすいように。

【長屋教育長】 色に対しての。そういうチョークがちゃんと……。

【市橋（肇）委員】 用意されているんですか。

【長屋教育長】 用意されていて、今はほとんどそれに替えているんじゃないかな、多分。だから、昔のチョークとは違う色の発色していくものを使っている。あと、色覚異常のある子供たちについては、例えば拡大版の教科書とか、あるいはその障害に合った教科書が別であったりするので、そっちを採択というか採用する場合があります、その子については。

【市橋（肇）委員】 でも、いずれにしろ、だんだんきめ細かな細部にわたる配慮というのはなされてきているということですね。

【長屋教育長】 そうですね。

ほかに御意見はございませんか。

(挙手する者なし)

【長屋教育長】 それでは、両議案について承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【長屋教育長】 じゃあ異議なしと認めます。

よって、議第13号 令和6年度使用小学校用教科用図書西濃地区採択について及び議第14号 令和6年度使用中学校用教科用図書西濃地区採択については承認されました。

日程第7 議第15号 輪之内町立小学校及び中学校の就学区域を定める規則の一部改正について

日程第8 議第16号 輪之内留守家庭児童教室の設置等に関する条例施行規則の一部改正について

日程第9 議第17号 輪之内留守家庭児童教室の負担金に関する規則の一部改正について

日程第10 議第18号 輪之内留守家庭児童教室支援員設置規則の廃止について

【長屋教育長】 日程第7 議第15号 輪之内町立小学校及び中学校の就学区域を定める規則の一部改正について、日程第8 議第16号 輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例施行規則の一部改正について、日程第9 議第17号 輪之内町留守家庭児童教室の負担金に関する規則の一部改正について、日程第10 議第18号 輪之内町留守家庭児童教室支援員設置規則の廃止については関連がありますので、一括議題とします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

【野村教育課長】 議第15号から議第18号につきまして御説明申し上げます。

〔資料により説明〕

〔討論内容省略〕

【長屋教育長】 ほか質疑ございますか。

(挙手する者なし)

【長屋教育長】 じゃあ質疑なしと認めます。

議第15号について討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

【長屋教育長】 討論なしと認めます。

議第15号について採決を諮ります。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【長屋教育長】 異議なしと認めます。

よって、議第15号 輪之内町立小学校及び中学校の就学区域を定める規則の一部改正については承認されました。

議第16号について討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

【長屋教育長】 討論なしと認めます。

議第16号について採決を諮ります。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【長屋教育長】 異議なしと認めます。

よって、議第16号 輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例施行規則の一部改正については承認されました。

議第17号について討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

【長屋教育長】 討論なしと認めます。

議第17号について採決を諮ります。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【長屋教育長】 異議なしと認めます。

よって、議第17号 輪之内町留守家庭児童教室の負担金に関する規則の一部改正については承認されました。

議第18号について討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

【長屋教育長】 討論なしと認めます。

議第18号について採決を諮ります。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【長屋教育長】 異議なしと認めます。

よって、議第18号 輪之内町留守家庭児童教室支援員設置規則の廃止については承認されました。

日程第11 その他

○市橋修委員

- ・熱中症対策について
- ・学校のプールについて

[内容省略]

○市橋肇委員

- ・ラジオ体操について

[内容省略]

【長屋教育長】 それでは、本日予定しておりました議事は以上でございます。

1 閉会宣言

【長屋教育長】 これで第4回定例教育委員会を閉じます。お疲れさまでした。

閉 会 （午後7時32分）

輪之内町教育委員会会議規則第21条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

署 名 委 員